が策定できるよう検討を進めていく。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容│(琵琶湖環境部森林政策課)

これまでから林業公社等の問題については、全国共通の課題であることから、全国知事 会や平成17年11月に立ち上がった金融問題検討会等を通じて、国に対して公社の改革に対 する支援を再三要請をしてきており、今年度も引き続き要望を行っているところである。 また、農林漁業金融公庫や下流社員とも鋭意協議・調整を進めており、平成19年度中には 抜本改革の方向性が示せるよう不退転の決意で取りまとめることとしている。

監查結果報告年月日 | 平成19年1月25日

監査の意見

(3) サービスの維持・向上と経営基盤の確立について

(社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団)

号 外 (3)

滋賀県社会福祉事業団では、平成18年度から指定管理者として県立社会福祉施設等9 施設を管理・経営しているが、それらの施設については、県の新外郭団体見直し計画(平 成18年3月策定)で、近い将来、社会福祉事業団に施設移管する等とされている。施設 移管に当たっては、社会福祉法人として安定した経営基盤を確立することが必要であり、 事業団ではこれまで固定経費の削減や組織改革など経営改革に取り組み、効果的な事業展 開と効率的な経営の推進を図っているが、今後もより一層の取り組みが求められる。

- 方、これまで実施してきたサービスを維持・向上するためには、人材の確保や施設の 維持・補修等が必要不可欠であり、経営の効率化との両立が求められる。

ついては、円滑な施設移管に向けて、一層経営改革に取り組むとともに県と十分な調整 ・協議を行い、サービスの維持・向上と経営基盤の確立に努められたい。

当該監査の意見に基づき「社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団」が講じた措置の内容

平成18年度から指定管理者として県立の社会福祉施設9施設の管理・経営を行ってい るが、しゃくなげ園は平成19年度末に廃園、特別養護老人ホーム福良荘と日野渓園は平 成21年度、信楽学園・むれやま荘および老人ホーム4施設については、平成23年度に それぞれ事業団に移管することとされているため、より一層経営改革に取り組み、民間社 会福祉事業者として経営基盤の確立を図る必要がある。

そのため、「平成18年度における事業団職員の給与の特例に関する規程」を制定し県 の条例による給与月額から7%の人件費削減や、「庶務担当」「指導担当」のグループ制 を廃止し庶務次長の削減を行うとともに、施設の調理業務の外部委託を行うなど固定経費 の縮減に取り組んできた。

一方、円滑な移管を受けるに当たっては、移管施設の今後の事業展開の方向性(特に障 害関係施設の県の役割と施設本来の業務の整理)や、施設の改築資金・修繕資金の確保等 の課題を整理する必要があるため、早急に県関係課と協議を進めることとする。

また、併せて県職員に準じた給与制度から事業団独自の給与制度への移行や、職員の資 質向上・人材育成については、事業団として引き続き取り組みを進めることとする。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容|(健康福祉部健康福祉政策課)

当事業団の経営基盤の確立は喫緊の課題であり、事業団自らによる一層の経営改善の努 力が必要である。

平成18年度から指定管理者制度が導入されたが、サービスの維持・向上を図るため に、固定経費削減や組織改革等の経営改革が促進されるとともに、人材の計画的な確保・ 育成がされるよう、目標管理および達成状況や具体的な取組内容について県への報告を求 めることとしている。

一方、県としても施設の移管が円滑に行えるよう、施設の所管課と事業団が各施設の今 後の方向性等について協議を進めることとしており、また、関係課で構成する検討会議に より、施設の維持・補修等への支援方針について検討を進めることとしている。

監査結果報告年月日 | 平成19年1月25日

監査の意見

(4)滋賀県住宅供給公社のあり方について (滋賀県住宅供給公社)

滋賀県住宅供給公社においては、県の新外郭団体見直し計画(平成18年3月策定)で、民間における住宅供給の状況を踏まえ、業務の見直しをするとされている中で、現在販売している分譲住宅(宅地)の売却も堅調とは言い難い状況であり、事業損失の計上が平成16年度、17年度の2年間続き、将来的にも収益改善を見込めないことが懸念されることから、公社のあり方自体について抜本的な改革が求められる。

ついては、未売却の分譲住宅(宅地)の早期完売に向け販売促進に努めるとともに、公社のあり方を早急に検討し、具体的な対策を進められたい。

当該監査の意見に基づき「滋賀県住宅供給公社」が講じた措置の内容

平成18年3月に県において策定された「新外郭団体見直し計画」では、住宅供給公社については、民間における住宅供給の状況を踏まえ、現在所有している住宅・宅地については早期の完売に努めるとともに、当面は県営住宅の適正な運営を行うこととし、平成18年度に中期的な経営方針の策定を進めることとされている。

公社運営の基本方針としては、民間市場との適正な役割分担のもと県の住宅施策の実施機関として人口の定住化や地域活性化等政策意義の高い事業に先導的に取り組むこととしており、現在、町の総合発展計画に位置づけられている木之本町からの要請のある新規住宅団地開発事業に取り組んでいるところである。

こうした中で中期的な経営方針の策定については、県において策定された滋賀県住生活 基本計画を見極めながら公社のあり方を含めた具体的な経営方針を策定することとしてい る。

また、未売却の分譲住宅(宅地)の早期完売については、新旭駅前団地では、プレハブ住宅の導入を図り購入者の選択肢を広げる。布引台についてはメーカー指定区域を見直し全区域フリーとして購入者の選択肢を広げる。また、芦浦では、4月からフラット35の改正で購入額の90%まで融資可能となり、頭金を従来の300万円から200万円に減額することにより希望者がより購入可能となるなどの対策を講じ早期完売に努める。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (土木交通部住宅課)

平成18年3月に県において策定された「新外郭団体見直し計画」を踏まえ、現在所有している住宅・宅地については販売手法を再検討し早期の完売に努めるとともに、当面は 県営住宅の適正な運営を行うこととし、県において策定した滋賀県住生活基本計画に則した具体的な経営方針を早急に策定するよう指導した。

6	平成19年(2007年)9月11日	滋	賀	県	公	報	号	外	(3)	
										ĺ

発行人・発行所 滋 賀 県 大津市京町四丁目 1 番 1 号 購読料 1 箇年 27,600 円 印 刷 (有)ハン六タイプ 大津市中央一丁目 6 番21号